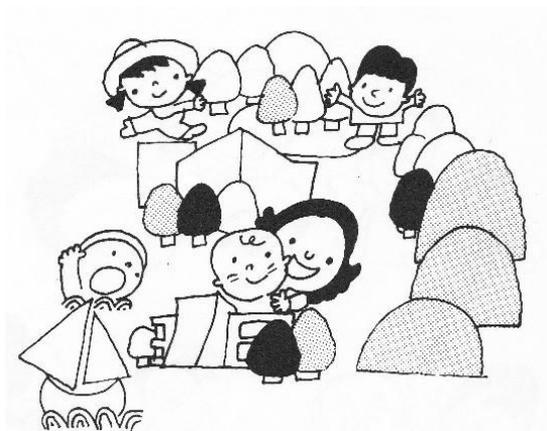


あなたの提案を 協働事業として実現 してみませんか！

令和6年度鶴ヶ島市市民提案による協働事業 募集要領



鶴ヶ島市市民生活部地域活動推進課

目 次

1	事業目的	2
2	対象となる事業	2
3	対象外となる事業	2
4	事業の区分	2
5	提案事業のテーマ	3
6	提案できる方	3
7	提案の受付	3
8	事業実施の時期	3
9	過去の協働提案事業の概要	4
10	事業に要する助成金の交付	7
11	提出書類	7
12	審査	7
13	協定の締結	8
14	成果の報告	8
15	応募から事業完了までの流れ	8
16	その他	10
17	協働事業の問合せ・提出先	10

【様式】

市民提案による協働事業提案書（様式第1号）	11
市民提案による協働事業スケジュール（様式第2号）	13
市民提案による協働事業収支予算書（様式第3号）	14
提案者概要書（様式第4号）	15
協働事業に関する協定書（様式第5号）	16
市民提案による協働事業完了報告書（様式第6号）	18
市民提案による協働事業収支決算書（様式第7号）	19
協働事業の評価に関するマネジメントシート（様式第8号）	20

1 事業目的

市では誰もが楽しく幸せに暮らしていける鶴ヶ島をつくるため、市民の皆様と行政がともに知恵と力を出し合い地域課題を解決する、市民協働によるまちづくりを進めています。

この事業は、市民、市民活動団体及び事業者が、地域における課題の解決と、よりよい地域社会の実現のため、市に対して事業を提案し、提案者と市がお互いの役割を理解し、自主性を尊重し合いながら、協働して事業に取り組むものです。

なお、この制度は、鶴ヶ島市市民協働推進条例第10条に定める「市民協働による事業の提案」の手続きを具体化するものです。

2 対象となる事業

福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題の解決や公益の増進を図ることを目的とした下記事業とします。

- (1) 公共的・公益的な事業であって、協働で実施することにより、公共サービスの向上や地域課題の解決に資する事業
- (2) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取組である事業
- (3) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が得られる事業
- (4) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- (5) 実施を前提とした事業で、提案団体等が実施することが可能な事業
- (6) 助成金を要する場合、経費の見積もりが適正である事業
- (7) 今後の自立性が確保され、継続性が期待できる事業

3 対象外となる事業

- (1) 政治活動及び宗教活動に関わるもの
- (2) 営利を主たる目的としたもの
- (3) 法令、条例等に違反するもの
- (4) 特定の個人や法人その他の団体の利益に資するもの
- (5) その他、市長が適当でないと認めたもの

4 事業の区分

市民提案による協働事業は、次の区分により実施します。

(1) イベント型事業

主に市民を対象に実施されるイベント、事業等で、イベントの開催や事業の成果物をもって完了する事業

(2) サービス提供型事業

主に市民を対象に実施されるサービスの提供事業

(3) 新規スタート事業

新たな活動を展開したい団体等や新たに活動を始めた団体等が提案する事業

(4) 助成金を必要としない協働事業

市による広報協力や伴走支援、会場の提供など、助成金を必要としない協働事業
※ ただし、市の協力は初回のみとします。

5 提案事業のテーマ

次の事業提案を募集します。

(1) 自由テーマ

市民が自由に公共的課題を設定し、その課題解決のために発案した事業

(2) 行政提示テーマ

予め市が公共的課題を設定し、その課題解決のために発案した事業

※ 行政提示テーマは、市が考える課題を提示することで、市民が提案する事業と市の施策とのマッチングを高めるものであり、テーマに応じて随時募集します。

6 提案できる方

個人（ただし、3人以上の共同提案とし、その内少なくとも1人以上は鶴ヶ島市民とします。）、市民活動団体、事業者

7 提案の受付

提案は随時受け付けます。ただし、事業の採択には書類審査や提案者による事業のプレゼンテーション等の期間を要しますので、事業の実施予定時期については御相談ください。

8 事業実施の時期

令和6年7月～令和7年3月までとします。ただし、3月を含めて事業を実施する場合は、見込みによる実績報告を3月中に提出してください。

9 過去の提案事業の概要

【平成23年度】

1	事業名	市民参加型広報誌等の可能性検証		
	提案者	有限責任事業組合もとメディア	事業 概要	今後の広報誌等制作への民間活力導入の可能性検証
	市担当課	市政情報課		
2	事業名	第13回鶴ヶ島市合唱祭		
	提案者	鶴ヶ島市合唱連盟	事業 概要	合唱祭の開催。合唱することの喜びの実感と芸術活動の振興
	市担当課	市民協働推進課		

【平成24年度】

1	事業名	地元演奏家によるクラシックコンサート		
	提案者	鶴原裕子外2名	事業 概要	鶴ヶ島の音楽文化の発展と振興のため、地元演奏家を中心にクラシックコンサートを開催。
	市担当課	市民協働推進課		

【平成25年度】

1	事業名	鶴ヶ島第二小学校区買い物バスツアー実施事業		
	提案者	鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会	事業 概要	車等の移動手段を持たない高齢者を対象に買い物バスツアーを実施。
	市担当課	地域自治・地域支え合い推進担当		
2	事業名	鶴ヶ島第二小学校放課後子どもサロン		
	提案者	鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会	事業 概要	放課後や週末に地域の方や大学の学生の協力を得て、小学生を対象に宿題の勉強や遊びの交流を実施。
	市担当課	地域自治・地域支え合い推進担当		
3	事業名	誰もが幸せに暮らせる鶴ヶ島を目指す事業		
	提案者	鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会	事業 概要	地域を巻き込んだ障害者余暇活動支援と障害者支援、相談に関する情報づくり
	市担当課	障害者福祉課		
4	事業名	多世代交流・人形劇鑑賞事業		
	提案者	富士見地区地域支え合い協議会	事業 概要	多世代の交流の場として、子どもから高齢者が楽しめる人形劇を開催
	市担当課	地域自治・地域支え合い推進担当		

【平成26年度】

1	事業名	鶴ヶ島第二小学校区買い物バスツアー実施事業		
	提案者	鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会	事業 概要	車等の移動手段を持たない高齢者を対象に買い物バスツアーを実施。
	市担当課	地域自治・地域支え合い推進担当		
2	事業名	誰もが幸せに暮らせる鶴ヶ島を目指す事業		
	提案者	鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会	事業 概要	地域を巻き込んだ障害者余暇活動支援と障害者支援、相談に関する情報づくり
	市担当課	障害者福祉課		

3	事業名	多世代交流・人形劇鑑賞事業		
	提案者	富士見地区地域支え合い協議会	事業	多世代の交流の場として、子どもから高齢者が楽しめる人形劇を開催
	市担当課	地域自治・地域支え合い推進担当	概要	
4	事業名	近くの公園大変身！おちかくプレーパーク		
	提案者	つるがしま遊び場づくり連絡会（NPO法人あそび計画）	事業	身近な公園を使用した子どもたちの遊び場づくり
	市担当課	都市施設保全プロジェクトチーム/こども支援課	概要	
5	事業名	鶴ヶ島クールスポット調査		
	提案者	市民情報連絡会	事業	市内 100ヶ所以上の地点で一斉に気温を計測し温度分布図を作成
	市担当課	秘書政策課	概要	

【平成27年度】

1	事業名	鶴ヶ島クールスポット調査		
	提案者	市民情報連絡会	事業	市内 100ヶ所以上の地点で一斉に気温を計測し温度分布図を作成
	市担当課	秘書政策課	概要	
2	事業名	ペアレントトレーニング		
	提案者	こっこの会	事業	早期に子どもの特性に気づくために5回連続の講座を開催
	市担当課	こども支援課	概要	

【平成28年度】

1	事業名	ペアレントトレーニング		
	提案者	こっこの会	事業	早期に子どもの特性に気づくための講座を開催
	市担当課	こども支援課	概要	
2	事業名	子ども食堂“じゃがいも”		
	提案者	NPO法人カローレ	事業	支援の必要な子どもたちの発見と支援に繋げる子ども食堂を実施
	市担当課	こども支援課	概要	

【平成29年度】

1	事業名	子ども食堂“じゃがいも”		
	提案者	NPO法人カローレ	事業	支援の必要な子どもたちの発見と支援に繋げる子ども食堂を実施
	市担当課	こども支援課	概要	

【平成30年度】

1	事業名	「おうち de キューロ」普及事業		
	提案者	エコ鶴市民の会	事業	生ごみ処理器の市民モニターを募集し、処理器の普及とごみの減量化・環境保全意識の向上を図る
	市担当課	生活環境課	概要	

【令和元年度】

1	事業名	「おうち de キエーロ」普及事業		
	提案者	エコ鶴市民の会	事業概要	生ごみ処理器の市民モニターを募集し、処理器の普及とごみの減量化・環境保全意識の向上を図る
	市担当課	生活環境課		
2	事業名	傾聴の講演会と体験学習		
	提案者	鶴ヶ島傾聴ボランティア「つる」	事業概要	「聴くことの大切さ」を広めていくことで、高齢者などが安心して暮らしていける地域を目指す
	市担当課	高齢者福祉課		

【令和2年度】

1	事業名	「つるゴンのうた」の普及による地域の一体感醸成事業		
	提案者	つるゴンのうたプロジェクト実行委員会	事業概要	鶴が制作した「つるゴンのうた」にダンスの振付け制作、レクチャー動画の公開及びダンスの普及。
	市担当課	産業振興課		

【令和3年度】

1	事業名	「つるゴンのうた」の普及による地域の一体感醸成事業		
	提案者	つるゴンのうたプロジェクト実行委員会	事業概要	鶴が制作した「つるゴンのうた」にダンスの振付け制作、レクチャー動画の公開及びダンスの普及。
	市担当課	産業振興課		

【令和4年度】

1	事業名	冊子制作“身近な「水」を知ることからはじめよう”		
	提案者	つるがしま市民情報連絡会	事業概要	冊子・映像制作を通じて、身近に存在する水路、自然環境、生活基盤等の理解を深める
	市担当課	生活環境課		
2	事業名	傾聴の講演会と体験学習		
	提案者	鶴ヶ島傾聴ボランティア「つる」	事業概要	「聴くことの大切さ」を広めていくことで、高齢者などが安心して暮らしていける地域を目指す
	市担当課	健康長寿課		
3	事業名	地域で取り組むシルバーeスポーツ講演会・体験会		
	提案者	鶴ヶ島市コミュニティ協議会	事業概要	地域における新たな健康づくり、世代間交流の取組などを通じて地域活動を活発化していく
	市担当課	健康長寿課 地域活動推進課		

【令和5年度】

提案事業なし				
--------	--	--	--	--

10 事業に要する助成金の交付

採択された事業のうち、事業の実施に当たって、市からの財政的支援が必要な事業については、助成金を交付します。

令和6年度の助成金は、提案事業に係る事業経費から提案者の自己資金（市以外からの補助金や寄附金を含む。）及び事業収入を除いた額とし、1事業当たり30万円を限度とします。ただし、助成金申請者が市から別に当該事業に係る補助を受けている場合は、交付を受けられません。

- ※ 助成金を必要としない事業の提案（市の広報の協力や会場の支援などの協働）も受け付けます。
- ※ 助成金の対象経費は、事業に要する全ての経費です。事業と直接関係しない者の人件費や事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象となりません。
- ※ 助成金の交付については、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）により行うものとします。
- ※ 助成金は、概算払いすることができます。精算により交付確定額が交付決定額を下回った場合は、過払分を返還していただきます。また、当該事業への交付決定後、決定助成額を上回る変更申請は認めません。

11 提出書類

(1) 市民提案による協働事業提案書（様式第1号）

- ※ 書ききれない場合などは別紙も可

(2) 市民提案による協働事業スケジュール（様式第2号）

(3) 市民提案による協働事業収支予算書（様式第3号）

(4) 提案者概要書（様式第4号）

(5) その他市長が必要と認める書類

- ※ 「定款・会則等」、「役員名簿又は会員名簿」等、事業実施にあたり確認する必要があると認められる書類について提出を求める場合があります。

12 審査

(1) 提案された事業は、別に組織する市民協働推進委員会により事業採択に向けた審査を行います。

(2) 審査は、提案書及びその他の提出書類、プレゼンテーションのほか、その後の協議・検討により総合的に判断し行います。

(3) 市民協働推進委員会は、提案の事業化を推進し提案の実現可能性を高めるため、多角的な視点から提案内容を検討し、提案された方に意見やアドバイス、提案内容の補正などをお願いする場合があります。

(4) 基本的な審査基準は次に掲げるとおりです。

①課題の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の解決についての的確に捉えているか ・公益性が高く、地域や市民のニーズが高いか
②役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者と市の役割分担が明確で、妥当なものか
③事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者と鶴ヶ島市が協働で取り組むことで地域における課題の解決が図られるものか ・費用に対する効果が見込めるものか
④実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は明確で具体的なものか ・助成金を要する場合、経費の見積もりが適正であるか
⑤実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者が実施することが可能か ・事業の体制は充分か
⑥先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みであるか
⑦継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の自立性が確保され、継続性が期待できるものか

1.3 協定の締結

市民提案による協働事業の採択を受けた提案者は、市と協働事業の実施に当たっての基本事項、役割分担、個人情報保護遵守、成果物の帰属等について、協働事業に関する協定書（様式第5号）を締結します。

1.4 成果の報告

提案者と市担当課は、事業完了後速やかに、「市民提案による協働事業完了報告書（様式第6号）」及び「市民提案による協働事業収支決算書（様式第7号）」を事務局に提出します。また、併せて実施した事業を評価するため「協働事業の評価に関するマネジメントシート（様式第8号）」を事務局に提出します。

1.5 応募から事業完了までの流れ

(1) 応募

提案者は、必要な書類を作成し、応募します。

(2) 事前チェック

事務局は、応募された提案について応募要件や資格等について確認をし、必要に応じて提案者から聞き取り調査等を行います。事務局は、必要に応じて提案者と担当課との協議・検討の場を設けます。提案者は、提案の受付後に提案内容を修正しようとする場合は、事務局及び担当課に相談するものとします。

(3) 協議・調整

提案者と担当課は、提案内容について、課題・目的の共有、実現可能性、手法や役割などを協議・調整します。

(4) プレゼンテーション

提案者は、市民協働推進委員会の審査の場において提案説明及び質疑応答を行います。

(5) 協議・検討

審査委員会、プレゼンテーションを踏まえ協議・検討します。

なお、事業内容の変更を求めることもあります。

その結果を受け、事務局は、市民協働推進委員会の意見を付して検討結果を市長に報告をします。

(6) 採択事業の決定

市長は、市民協働推進委員会からの報告を受け、事業の実施に助成を要する場合は予算措置を講じます。

(7) 事業実施

提案者と担当課は、役割分担等を定めた「協定書」を締結し、事業を実施します。また、事業実施に当たり市からの助成金を必要とする場合、提案者は助成金申請の手続きを行います。

(8) 事業の成果報告

事業終了後、提案者と担当課は、実施した事業についてそれぞれ評価し、事業の効果、今後の事業展開等について事務局に報告します。

(9) 事業評価

事務局は、事業実施者（事業提案者及び市担当課）で作成した市民提案による協働事業成果報告書を審査委員会に報告し、市民協働推進委員会の意見を付して市長に報告します。

(10) 成果の公表

担当課は、市ホームページなどで事業の成果を公表します。

16 その他

本事業の「公平性」・「透明性」を高めるため、提案事業の概要及び提案団体名（個人名を含む。）は、鶴ヶ島市ホームページ等により公表します。

また、提出された書類等は、プレゼンテーションの当日資料として来場者に配付します。プレゼンテーションは、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

17 協働事業の問合せ・提出先（事務局）

地域活動推進課（鶴ヶ島市役所 2 階）

受付時間：土・日曜日を除く市役所開庁日の 8 時 30 分～17 時まで

電子メール：10400010@city.tsurugashima.lg.jp

電話：049-271-1111（内線 278）

市民提案による協働事業提案書

令和 年 月 日

(宛先) 鶴ヶ島市長

団体名

住 所

代表者名

事業名：	
事業区分：	イベント型事業 ・ サービス提供型事業 新規スタート事業 ・ 助成金を必要としない協働事業
1 なぜこの提案をするのか（経緯、課題、市民ニーズ、目的等）	
2 どのようなことを行うのか（対象者、事業主体、内容、方法等）	
3 事業実施期間	

4 どのような効果があるのか（市と取り組む利点、受益者・市民への影響）

5 この事業の目標とするものは（目標値）

	活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
数値目標（計画）				

6 どのような役割を担うのか

提 案 者

市

様式第2号

市民提案による協働事業スケジュール

提案団体（者）名 _____

事業名：

年 月（日）	事業実施内容

市民提案による協働事業 収 支 予 算 書

提案団体（者）名 _____

1 収 入 の 部

項目	予算額（円）	積算内訳
合計		

2 支 出 の 部

項目	予算額（円）	積算内訳・使途目的
合計		

提案者（個人・市民活動団体・事業者）概要書

団体名及び 代表者名	(ふりがな)		
住所・電話	団体所在地	〒 —	TEL
	代表者住所	〒 —	TEL
連絡先	連絡者氏名 住所 電話 email	ファックス	
設立年月日	年	月	日
会員・従業員数			
活動・事業目的			
主な活動			
活動・事業のPR 方法の手段	会報・広報誌	有・無	年 回発行※直近のものを添付してください。
	ホームページ	有・無	URL
	その他	有・無	
その他 (個人の場合、共 同提案者の氏名、 住所、連絡先)			

「〇〇〇〇〇（事業名）」に関する協定書

鶴ヶ島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（団体名）（以下「乙」という。）とは、令和 年度市民提案による協働事業「〇〇〇〇〇（事業名）」（以下「事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の目的）

第1条 この事業は、_____を目的とする。

（事業の概要）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次（別紙）のとおり事業を行うものとする。

- (1) ※事業の内容、場所、事業期間、イベントの開催日等
- (2)

（協働に関する原則）

第3条 この事業は、鶴ヶ島市市民協働推進条例（平成20年条例第7号）に定める基本的事項に基づき実施する。

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担は、次（別紙）のとおりとする。

- 甲 (1)
- (2)
- 乙 (1)
- (2)

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、年 月 日（又は「協定締結日」）から年 月 日までとする。

（連絡調整）

第6条 甲及び乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催するものとする。

（情報管理に関する原則）

第7条 甲及び乙は、事業の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、事業の実施において知り得た個人情報等の情報を第三者に漏らしてはならない。

（事業の変更、中止等）

第8条 甲及び乙は、それぞれ事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに相手

方に協議を申し入れ、双方の協議により決定するものとする。

(成果の帰属)

第9条 事業の成果は、甲と乙の双方に帰属するものとする。

(又は) 事業の成果は、次のとおりとする。

甲への帰属

(1)

(2)

乙への帰属

(1)

(2)

(問題の発生)

第10条 甲及び乙は、事業実施に伴って問題が発生した場合、双方で協議を行い、速やかにこれを解決するものとする。

(疑義)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	
	鶴ヶ島市	
	鶴ヶ島市長	⑩
乙	住所	
	団体名	
	代表者名	⑩

市民提案による協働事業完了報告書

令和 年 月 日

(宛先) 鶴ヶ島市長

団体名
住 所
代表者名

令和 年 月 日付けで採択のあった協働事業が完了しましたので、鶴ヶ島市市民提案による協働事業募集要領の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 協働事業の概要

事業名	
事業費総額	
事業期間	
実施場所	
参加者数	

2 添付書類

- (1) 協働事業収支決算書 (様式第7号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 協働事業の評価に関するマネジメントシート (様式第8号)

市民提案による協働事業収支決算書

提案団体（者）名 _____

1 収入の部

項 目	決算額（円）	説 明
合 計		

2 支出の部

項 目	決算額（円）	内 訳
合 計		

協働事業の評価に関するマネジメントシート

様式第8号

1 計画 (Plan) = 事業目的・内容

事業実施者		協働の相手	
事業名		事業予算額	円
事業の目的 (何を・誰を、どのよう にしたいのか)		事業決算額	円
		決算の内訳は別紙のとおり	
事業の内容 (いつ、どこで、誰が 何をするのか)			

2 実施結果 (Do) = 現状の測定

実施経過及び結果 (目的達成のため に、どんなことをど のように行ったか)				
数値目標(計画)	活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
数値目標(実績)				

2-1 中長期的事業の成果と実施状況

事業の目的に対 し、どこまで進んで いるのか、その状 況を記載	
--	--

3 評価・検証 (Check) = 課題整理

令和 年 月 日

※下記の項目について、評価欄に○(できた)または ×(できなかった)のいずれかを記入してください

(1)「協働」として実施したことの適否		評価欄
1	社会全体の利益である「公益」を判断し、実現して行くという枠組みの中で、事業が実施されたか。	
2	事業を実施する共通の目的が明確にされ、共有されたか。	
3	双方が主観的にも客観的にも自立し、対等の関係であったか。	
4	双方の対話と合意の過程が重視されたか。	
自由記入欄(気づいた点)		

(2)協働事業の妥当性		評価欄
5	双方の特性や立場を生かすことができたか。	
6	双方の役割分担を明確にしたか。その役割分担を果たしたか。役割分担は妥当であったか。	
7	双方の費用分担を明確にしたか。その費用分担を果たしたか。費用分担は妥当であったか。	
8	双方の責任の所在を明確にしたか。その責任を果たしたか。責任の所在は妥当であったか。	
自由記入欄(気づいた点)		

(3)協働事業の成果(効果)		評価欄
9	事業の成果はあったか。それを双方で確認したか。	
10	目標に対する達成度は十分なものであったか。	
11	資金や人材、情報などの資源が適切に使われたか。	
12	費用に対する事業効果は顕著で納得できるものであったか。	
自由記入欄(気づいた点)		

(4)協働事業の課題とその対策		評価欄
13	事業終了後、課題の抽出を行ったか。	
14	課題の改善策について話し合ったか。	
15	事業継続の有無について話し合ったか。	
自由記入欄(気づいた点)		

4 課題解決のための対応策(Action)

課題の抽出・検討(課題の内容)	課題の対応策(どんなことをすれば解決につながるのか)

作成者 (提案者又は 市担当課)	名称	連絡先	電話番号:
	氏名		メールアドレス:

